

業務名称：2026年度-2027 年度円借款事業に係る調達関連一次チェック外部業務委託（ロットB）

（公告日：2026年3月27日 調達管理番号：26a00120）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	10/35	再委託及び翻訳ツールにかかる JICAの事前承認	<p>現行案では、仏語・西語文書に関しては「翻訳会社への再委託」または「翻訳ツールの活用」が代替案として示されていますが、本業務の性質（調達関連書類の準拠性確認・契約書チェック）に鑑みると、必ずしも全文翻訳を前提とする必要はなく、当該言語に精通した人材が原文を直接確認することが、より効率的かつ適切であると考えます。</p> <p>特に、本業務においては以下の特徴があります：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文書全体の逐語的翻訳ではなく、ガイドライン適合性の観点からの論点抽出が主目的であること</li> <li>●契約条件や入札条件等の特定条項の確認が中心であること</li> <li>●成果物は英語で作成されること</li> </ul> <p>これらを踏まえると、翻訳プロセスを介することにより、①作業時間の増加、②コストの増加、③翻訳過程でのニュアンス変化リスクが生じる可能性があります。一方で、仏語・西語に精通した業務従事者が原文を直接確認する体制を構築することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要箇所に絞った効率的なレビュー</li> <li>●文脈を踏まえた正確な判断</li> <li>●情報管理リスクの低減（外部委託・ツール使用の最小化）が期待されます。</li> </ul> <p>つきましては、仏語・西語文書への対応については、翻訳または再委託を前提とするのではなく、当該言語に対応可能な業務従事者による直接チェックを基本とする運用を明確化いただくこと、または同手法を積極的に評価対象としていただいたほうが良いかと思えます。</p>	<p>前回の公告の際、「業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者の配置を必須」としたところ、入札会に至りませんでした。</p> <p>そのため、今回、業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者の配置は望ましいと変更し、翻訳会社への再委託や翻訳ツールの活用による対応も可能とする形を検討しております。</p> <p>ご指摘のとおり、翻訳会社への再委託や翻訳ツールの活用の場合、追加日数や情報管理リスクなどが加わることが想定されるため、（同じ10ページに記載のとおり）評価の際、業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者の配置の場合、高い評価を与える形としています。</p>
2	12/35	業務従事者 仏語・西語の語学力を満たせる業務従事者の配置が難しい場合の代替案（翻訳ツールについて）	<p>本業務において機械翻訳（例：DeepL Pro）を活用する場合のリスクについて、以下の点に留意が必要と考えます。</p> <p>まず、機械翻訳は原文の綴り誤りや文法上の不備を自動的に補正する傾向があり、本来一次チェックにおいて検出すべき誤記や曖昧な表現が不可視化される可能性があります。また、契約条項における法的ニュアンス（努力義務、裁量、条件付義務等）が翻訳過程で変質し、原文の意図と異なる解釈を招くリスクも考えられます。</p> <p>さらに、実務上は全文翻訳ではなく必要箇所のみを抽出して確認するケースが多いところ、機械翻訳は文脈依存性が高いため、部分的な翻訳では前後関係を踏まえない誤訳や不正確な表現が生じる可能性があります。</p> <p>加えて、JICA標準入札書類やFIDIC契約条項との整合性確認においては、条文レベルでの表現の一致や差異の把握が重要となりますが、機械翻訳を介すると英文が形式的に整ってしまうため、不適合な条項であっても適切に見えてしまい、結果として見逃しが生じるリスクがあります。</p> <p>以上より、本業務の性質（原文の準拠性および問題点の抽出）に鑑みると、機械翻訳の利用は限定的・補助的なものとし、原文に基づく直接的な確認を基本とする体制が望ましいと考えます。</p>	<p>上記のとおりとなります。</p>
3	12/35	業務主任者の類似業務への 従事 経験	<p>業務主任者に求められる類似業務経験について、現行案では円借款事業に係る経験が必須とされていますが、本要件の合理性について再検討いただきたく存じます。</p> <p>本業務の主たる内容は、調達関連書類および契約書の準拠性確認ならびに問題点の抽出であり、実務上求められる能力は、契約条項の理解、条項間の整合性確認、ガイドライン適合性の判断等であると理解しております。これらの業務は、円借款事業に特有のものというよりも、無償資金協力案件を含む国際協力事業全般における調達・契約実務に共通する専門性に基づくものであり、業務内容の同質性は高いと考えられます。</p> <p>一方で、類似業務経験を円借款事業に限定した場合、対応可能な事業者が過去の受注実績を有するごく少数の企業に限定され、競争性の確保という観点からも制約が生じる可能性があります。実際には、現行要件のままでは対応可能な企業は限定的である一方、無償資金協力案件における契約書校閲等の実績を類似業務として認めた場合、複数の追加参加が見込まれ、競争環境の改善につながると考えられます。</p> <p>また、無償資金協力案件等において蓄積された多言語での契約書校閲の実務経験および専門人材を活用することは、本業務における効率的かつ安定的な実施体制の構築にも資するものと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、業務主任者の類似業務要件については、円借款事業に限定せず、無償資金協力案件を含む調達関連書類の確認業務や契約書校閲業務についても同等の類似業務として評価対象に含めること、または円借款経験を必須要件ではなく評価要素の一つとして位置付けることについて、ご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>ご意見・ご提案のとおり、対象を円借款での業務に限定せず「ODA業務」とし、円借款での経験や調達関連業務に高い評価を与える形を検討したいと思えます。</p>
4	P. 35	”(1)	<p>弊社では西語・仏語の業務従事者を配置することは難しく、翻訳ツールDeepL Proでの対応を考えています。一次チェックする書類は画像データはなくて全面的にテキストデータでありそのまま翻訳ツールが使えたと理解して良いのでしょうか。（OCR機能不要）</p>	<p>一次チェックを行う調達関連書類は、借入人/実施機関からPDFで提出されることが多く、画像PDFであるケースもあります。その場合、OCR処理後に翻訳ツールで翻訳にかかる必要も想定されます。</p> <p>弊機構の担当部（地域部、在外事務所）経由、借入人/実施機関には可能な限りPDF化前の元ファイルでの提供を求めていることを考えておりますが、なんらかの理由で元ファイルが提供されない場合、上記対応が必要と考えております。</p>

通番	該当頁	項目	質問	回答
5	P. 35	”(2)	DeepL ProであればJICA様の事前承認はいらぬということ間違いはないでしょうか。	DeepL Proの場合でも、弊機構の事前承認が必要となります。
6	P. 35	”(3)	翻訳ツールを使用するものの、ページ数も考慮すると英語のものより時間はかかるので追加日数（1日/ファイル）が必要と考えます。	必要な追加日数をご提案頂くことを想定しております。
7	P. 12	7. 実施体制(1) 業務従事者	2026/1/9公示25a00749のP.21では「その成果物については英語と共に、仏語又は西語での作成が必要」とありますが、仏語、西語ともに今回の再公示P.12にあるように「成果物は英語で作成」と理解して良いでしょうか。	今回は、成果物は英語のみでの作成とご理解頂いて問題ありません。
8	P. 6-7	4. 業務の内容(1) (3)	予定委託件数225件のうち、英語のファイルのみを分割して委託いただくことは可能でしょうか。	本ロットBでは英語圏に加え西語・仏語圏を含めた業務想定対象地域を想定しております。その理由としては、33・34ページの「積算様式」にあるとおり、西語・仏語の委託件数は約2年弱の期間で30件のみを想定しているため、英語案件のみを分割した場合、残る西語・仏語案件の委託件数が非常に少なくなるためです。そのため、英語のファイルのみを分割して委託することは想定しておりません。
9	2026/1/9公示25a00749 P.8	11. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施	ロットAでプレゼンテーションを実施済みの場合、このロットBについてはプレゼンテーションを免除いただくことは可能でしょうか。	すでに実施済みの別の業務委託を踏まえた免除は想定していません。
10	2026/1/9公示25a00749 P.45～	第5 契約書(案)	下記のように修正いただくことは可能でしょうか。	本意見招請では契約書(案)を提示しておらず、契約条件に関するご意見・ご要望は受け付けていません。契約書(案)は本公告時に提示予定です。
11	P. 48	第10条 (一般的損害)	第 10 条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者は、 <b>関連する個別契約の契約金額を上限額として、直接かつ現実に生じた通常の損害を</b> が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。	質問通番10のとおり
12	P. 49	第13条 (債務不履行)	受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに <b>第 10 条に基づき</b> 損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。	質問通番10のとおり
13	P. 49	第14条 (成果物の取り扱い)	5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、 <b>受注者に帰属する。業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、</b> 受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。	質問通番10のとおり
14	P. 49	第15条 (成果物等の契約不適合)	発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて <b>第 10 条に基づき</b> 損害の賠償を請求することができる。	質問通番10のとおり
15	P. 50	第18条 (履行遅滞の場合における損害の賠償)	受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は <b>第 10 条に基づき</b> 受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。	質問通番10のとおり
16	P. 55	第27条 (秘密の保持)	受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報 <b>のうち、機密である旨が特定されたもの</b> （以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。	質問通番10のとおり
17	P. 56	第27条 (秘密の保持)	7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き <b>10年間</b> 効力を有する。	質問通番10のとおり